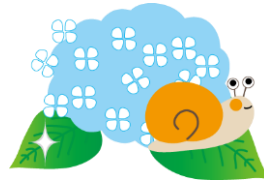


協和

発行責任者 / 小林 政 仁

発行 日 / 2026年6月1日



社報タイトル「協和」は社内で掲げる2026年の標語です。

No. 240

● 経営コンサルティング ● 経 営 ● 会 計 ● 報 税

小林合同会計

代表社員 税理士 小林 政 氏 代表社員 税理士 小林 政 仁
税理士 須 賀 保 雄 税理士 原 岡 昌 幸

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

7月の税務

● 7月10日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

● 7月15日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

● 7月31日

3. 所得税の予定納税額の納付 (第1期分)
4. 5月決算法人の確定申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
5. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
7. 11月決算法人の中間申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉 (半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の2月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告
〈消費税及び地方消費税〉
9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月, 5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 (3月決算法人は2か月分) 〈消費税及び地方消費税〉

● 7月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税 (都市計画税) の第2期分の納付

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

税務マ×知識

～「少額減価償却資産の特例」に関する令和 8 年度税制改正～

S・Y

令和 8 年度税制改正により「少額減価償却資産の特例」の見直しが行われました。

「少額減価償却資産の特例」とは、中小企業等が取得した一定金額以下の減価償却資産について、通常のように数年にわたって減価償却するのではなく、取得した事業年度に一括で損金算入できる制度になります。

従来は取得価額 30 万円未満の資産が対象でしたが、令和 8 年 4 月 1 日以後に取得する資産から 40 万円未満までに拡大されました。

これによりパソコンなどの比較的高額な資産でも一括で損金算入しやすくなります。ただ、年間合計 300 万円までという上限額は維持されたままですので注意が必要になります。

詳細については担当者までお気軽にお問い合わせください。



森林浴と健康

S・T

最近、登山にはまり始めました。といってもまるっきり低山ハイカーです。標高が低い山しか登りません。

ですが低い山といっても侮れないのです。一步ずつ山中に入っていくと得も言われぬ自然の浄化された空気が体中に入ってくるのです。これが気持ちいいやらなんやらではまってしまいました。また、苦勞して登った先には頂上があり、そこで食べる山ご飯の美味しいことと言ったらたまりません。

調べてみたら森林浴をするといろんな効果があるそうです。「ストレスホルモン減少」「副交感神経活動が活発」「血圧、脈拍数低下」「病気に対する免疫 UP」いい事づくしです。

昔は本当に登山が大嫌いでした…。そんな私が低山とはいえ登山にはまるなんて自分でも信じられませんが登山を始めて自分の知らない自分に出会えた事も大きなメリットだったと思います。

新緑の爽やかな季節になりましたね。皆様も少しでも興味がありましたら是非、登山に挑戦してみてくださいはいかがでしょう？

